



花巻市高齢者いきいきプラン《概要版(案)》

(花巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

本計画は、計画期間〔令和6年度～令和8年度〕における、高齢者福祉及び介護保険事業の推進方針や体制、介護予防等の事業内容やサービス量、介護保険料などを定めるものです。

1 計画の趣旨

この計画は、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢化率の上昇が見込まれている令和22年(2040年)に向け、中長期的な視点で、高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、全世代で助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進める計画とします。

具体的には、国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針に即し、高齢者を取り巻く状況や日常生活圏域など、地域の特性や特色などを踏まえた事業や施策を推進します。

2 計画の基本目標

本計画は、第8期計画に掲げた基本目標を継承し、多様な取組により、基本目標の実現を目指します。

<基本目標>

高齢者が慣れ親しんだ地域で
心身ともに健康で生きがいをも
って生活できるまち



基本目標の達成に向け、下記の2つの理念を基に取組を実施します。

■ 基本理念1 ■ 自立支援と重度化防止の推進

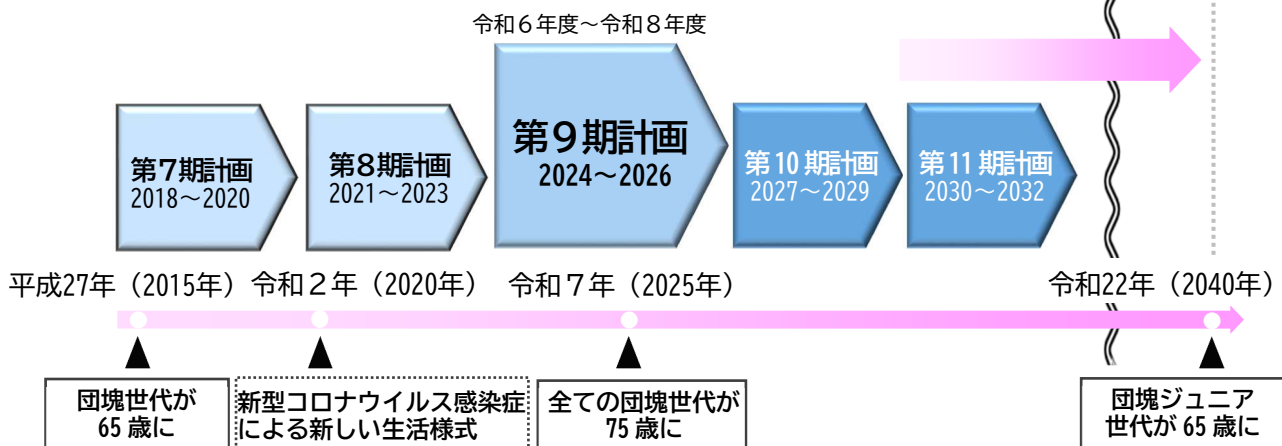
健康づくりによる自立期間の延伸から、要支援・要介護状態の発生を防ぐ介護予防、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、高齢者の状態に応じた継続的な取組を推進します。

■ 基本理念2 ■ 「生涯現役」の普及啓発と高齢者の社会参加の推進

生涯現役で活動できる仕組みづくりを進め、知識や経験を活かした社会参加や地域の交流活動等が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることにつながるにつれて啓発していきます。

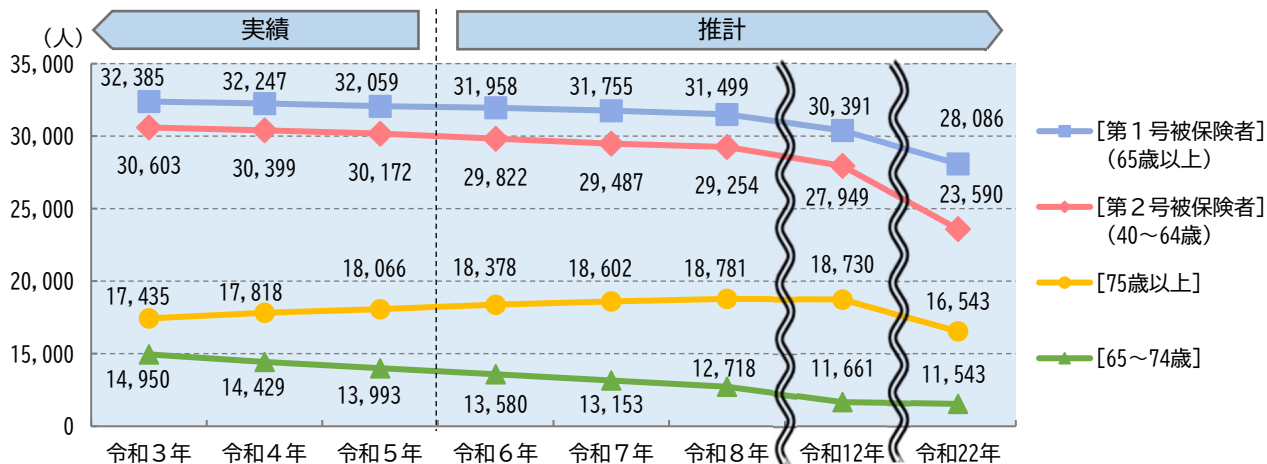
3 計画の期間

<2040年等の中長期を見据えた見通し>



4 被保険者数の推計

今後の3年間において、介護保険被保険者総数は減少する見込みです。第1号被保険者について年齢階層別に見ると、75歳以上の後期高齢者は増加、65～74歳の前期高齢者は減少すると見込まれます。

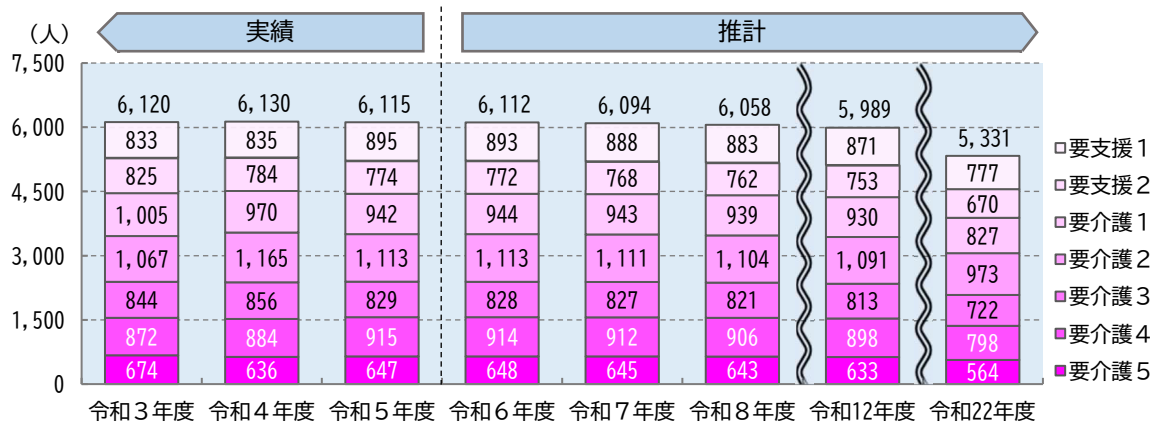


※令和3年～令和5年は各年10月1日現在値

※令和6年以降は、令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、各年10月1日現在値をコーホート変化率法により推計

5 要介護認定者数の推計

本市の第1号被保険者の要介護認定率は概ね19%と見込まれ、令和8年度における要介護等認定者数は6,058人、令和12年度には5,989人になると推計されます。



※地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）より

6 計画の施策目標と体系図



7 施策の展開

施策目標Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加の推進

高齢者が、地域の交流活動における社会的な役割や、これまで培った知識や経験を活かした地域を支える活動を通じて、生きがいや楽しみを持ちながら、なるべく長く健康で過ごせるよう支援します。

○積極的な社会参加の推進

- ・交流機会の充実
- ・高齢者の就労支援

施策目標Ⅱ 高齢者の健康づくり

人生100年時代をなるべく長い期間、健康的に過ごしていけるよう、健康づくりによる自立期間の延伸から始まり、要支援・要介護状態の発生を防ぐ介護予防や、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、状態に応じた継続的な取組を進めます。

○健康づくり・介護予防の推進

- ・健康づくりの推進
- ・介護予防の推進

施策目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり

高齢者が尊厳を持って、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、複合化する高齢者のニーズに対応するとともに、高齢者の生活を継続的・包括的に支えるための体制整備を進めます。

○地域包括ケアシステムの充実

- ・地域包括支援センターの機能強化と効果的な業務展開
- ・日常生活の支援体制の整備
- ・医療と介護の連携推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・高齢者の居住安定に係わる施策との連携

○生活を支援するサービスの充実

- ・相談体制・情報提供の充実
- ・高齢者福祉サービスの充実
- ・家族介護者・在宅要介護者への支援
- ・地域における生活支援の充実

○地域での見守りの仕組みづくり

- ・見守り助け合える地域づくり
- ・高齢者権利擁護体制の充実

○災害対策・感染症対策の推進

- ・災害時に備えた取組
- ・感染症に備えた取組

施策目標Ⅳ 介護保険サービスの充実

高齢化が進展する一方で介護分野の人的制約が強まる中、サービスの質を確保し、必要なサービスを提供できる体制を維持するために、効果的・効率的な介護保険事業を運営します。

○効果的・効率的な介護保険事業の運営

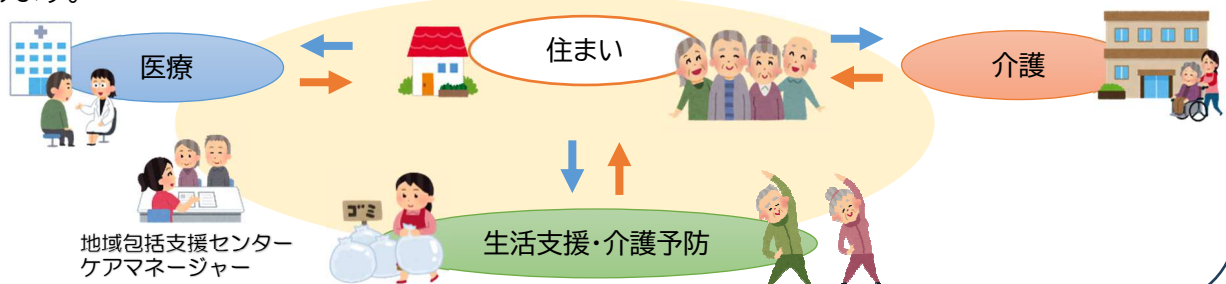
- ・保険者機能の強化
- ・介護保険サービスの確保・質の向上
- ・介護給付適正化に向けた取組

○第9期における介護保険サービスの提供

- ・地域ニーズにあった介護保険サービスの提供
- ・介護保険サービスの基盤整備計画
- ・居宅サービスの提供
- ・地域密着型サービスの提供
- ・施設サービスの提供

地域包括ケアシステムの深化・推進

寝たきりや認知症など、支援を要する状態になっても、安心して暮らし続けられる花巻市を目指し、必要に応じた介護サービスの確保や成年後見制度の適正利用等により「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、各年代が助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」の実現に向けて取り組めます。



8 介護保険事業費の見込みと保険料

第9期の介護保険総事業費見込額は31,967,381千円で第8期比1.2%減の見込みです。

	第8期	第9期
【A】標準給付費見込み額	30,813,069千円	30,428,866千円
【B】地域支援事業費見込み額	1,563,406千円	1,538,965千円
介護保険総事業費見込み額（【A】+【B】）	32,376,475千円	31,967,831千円
第1号被保険者負担分相当額	7,446,589千円	7,352,601千円
介護保険料の基準額（月額）	5,748円	5,748円

9 介護保険料の段階設定

第9期計画においては、所得段階を13段階に分けて介護保険料を設定しています。

所得段階	調整率	対象者	年額保険料
第1段階	基準額の0.25	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下)	17,300円
第2段階	基準額の0.40	住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下)	27,600円
第3段階	基準額の0.685	住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超)	47,300円
第4段階	基準額の0.90	本人住民税非課税者 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下)	62,100円
第5段階	基準額	本人住民税非課税者 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超)	69,000円
第6段階	基準額の1.20	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円未満)	82,800円
第7段階	基準額の1.30	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円以上)	89,700円
第8段階	基準額の1.50	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が210万円以上)	103,500円
第9段階	基準額の1.70	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が320万円以上)	117,300円
第10段階	基準額の1.90	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が420万円以上)	131,100円
第11段階	基準額の2.10	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が520万円以上)	144,900円
第12段階	基準額の2.30	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が620万円以上)	158,700円
第13段階	基準額の2.40	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が720万円以上)	165,600円

※第1段階～第3段階については、低所得者保険料軽減制度の実施後の割合です。